

基準 16 火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所の取扱いに 関する基準

- 1 規則第 18 条第 4 項第 1 号に規定する「火災のとき著しく煙が充満するおそれのある場所」以外の場所および第 19 条第 6 項第 5 号（第 20 条第 5 項および第 21 条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所以外の場所」とは、防護対象となる部分が次の(1)から(3)のいずれかに該当するものであること。☆
 - (1) 天井面または壁面のうち一の長辺を含む二面以上に、次のいずれかに該当する開口部が存するもの
 - ア 常時直接外気に開放されている開口部の面積の合計が、当該床面積の 15%以上であるもの
 - イ 防火対象物の 1 階または避難階の部分に存し、外気に直接面する開口部で、地上から容易に手動操作または遠隔操作により同時に開放することができるものの面積の合計が、当該床面積の 20%以上であるもの
 - (2) 長辺の一辺について常時外気に開放されており、かつ、他の一辺について当該壁面の面積の 50%以上が常時外気に開放されているもの
 - (3) 四辺（構造上必要な柱部分以外の当該場所の全周）の上部 0.5 m 以上の部分が常時外気に開放されているもの
- 2 前項の開口部は、次の各号によること。☆
 - (1) 隣地境界線または同一敷地内にある他の建築物等の外壁から 0.5 m 以上離れていること。
 - (2) 前項第 1 号を適用する場合は、開口部面積の合計の 50%以上は、天井面部分または壁面の天井面から下方 2 m 以内の部分（天井の高さが 4 m を超える場合にあっては、天井の高さの 2 分の 1 以上の高さの部分）に設けられたものの面積の合計であること。
- 3 「パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成 16 年 5 月 31 日付け消防庁告示第 12 号）第 3 に規定する「火災のとき煙が著しく充満するおそれのある場所」以外の場所とは、初期消火および避難を行う上で有効な外気に直接開放された開口部または随時容易に開放できる開口部を有する部分で次の(1)および(2)に該当する部分であること。ただし、自動車の修理場、駐車場、発電室、変電室、ボイラー室、乾燥室、通信機器室および指定可燃物貯蔵取扱所その他これらに類する室には設置を避けるものとする。
 - (1) 火災の際煙が有効に排煙でき、安全に初期消火を行うことができる場所
 - (2) 避難時に主要な避難口を容易に見通すことができ、当該開口部から避難できる場所